平成２２年（フ）第３１３号
千葉県松戸市二十世紀が丘美野里町222番地
債務者　市原八重子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８号
富山市森住町14番８―102号　ＤＯＰＰＯ
債務者　関口　健一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
山口県光市浅江７丁目22番10号　中本ビル204号、前住所山口県光市上島田２丁目12番８号
債務者　中塩　　勇（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７５号
山口県周南市大字徳山1006番地の７　セジュールＫ102号
債務者　藤本　　茂
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４２号
長崎県南島原市加津佐町己2644番地、前住所長崎県南島原市加津佐町乙1205番地３
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
名古屋市緑区鳴海町字細根４番地の11　ユニーブル鳴海セゾン１号館107号
債務者　嶋田　剛大
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６号
青森県平川市新山村元114番地
債務者　福士恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９８号
青森県弘前市大字青女子字桜苅109番地11
債務者　花田　富広
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０２号
青森県南津軽郡藤崎町大字柏木堰字亀田15番地１
債務者　對馬裕希子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第６７５号
奈良県桜井市生田103番７、住民票上の住所奈良県吉野郡東吉野村大字中黒346番地の１
債務者　今阪　英子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７４９０号
神奈川県藤沢市打戻1789―４―205
債務者　大城　光司
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０１号
東京都町田市本町田2045―４―105
債務者　崔見　健次
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０３号
東京都八王子市別所１丁目48番地１―１―403
債務者　伊藤　一弘
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０４号
千葉県柏市東３丁目５―１―103
債務者　酒井　るみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０５号
東京都世田谷区南烏山１丁目18―２―305
債務者　中村　公一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５０６号
埼玉県所沢市東所沢３丁目21―６―206
債務者　成島　　隆
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部